いわき市公共交通担い手確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー事業への就 業機会の拡大と人材の確保を促進し、地域公共交通の維持を図ることを目的 に、市内公共交通事業者が自ら実施する、自社における市内の本社若しくは営 業所で運転手として勤務する従業員(内定者を含む、以下「従業員」とい う。)の第二種運転免許取得に係る経費を負担する事業、又は第二種運転免許 を既に保有している者が入社した際に一時金(以下「就職支度金」という。) を支給する事業に係る経費の一部に対し、補助金を交付することに関して、い わき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」とい う。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号全てに該当するものであり、同意書兼誓約書(第2号様式)の内容を遵守する意思を有するものとする。
 - (1) 次のいずれかに該当するものとする
 - ア 道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を 受けている乗合バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、 市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者
 - イ 道路運送法第4条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を 受けている貸切バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者 ウ 道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可 (福祉輸送事業限定許可を含む)を受けているタクシー事業者等で、市内に 本社若しくは営業所を有する事業者
 - (2) いわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員、条例第2条第3号に規定する暴力団員等、条例第2条第7号に規定する社会的非難関係者のいずれにも該当しないこと
 - (3) 事業を継続する意思があり、市税を滞納していないもの

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 従業員の第二種運転免許取得に係る経費を負担する事業
 - (2) 既に第二種運転免許を保有する従業員を雇用する際、その従業員に対し、 就職支度金を支給する事業(ただし、雇用開始日前1年以内に、市内に本社 若しくは営業所を有する事業者において、市内の本社若しくは営業所で運転

手として勤務していた者を除く。)

2 前各号については、第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から3年以上の継続雇用を条件とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 別表のとおりとする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の4分の3以内の額(国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の4分の3以内の額)とし、予算の範囲内において決定する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 補助金の上限額は、バス事業者については対象となる従業員1人につき36万円とし、タクシー事業者については、対象となる従業員1人につき20万円とする。なお、補助金の交付は1人につき1回限りとする。
- 3 対象となった従業員が退職等し、他補助対象者の従業員になり要件を満たしたとしても、前項の規定に基づき補助の対象とはしないものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項の期日は、事業を行う年度の2月末日までとする。
- 2 規則第4条第1項第4号の規定する書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 交付申請兼実績報告內訳書(第1号様式)
 - (2) 同意書兼誓約書(第2号様式)
 - (3) 一般旅客自動車運送事業を営んでいることの証明(写し)
 - (4) 従業員との雇用契約の内容が確認できるもの(雇用契約書) (写し)
 - (5) 従業員の雇用保険被保険者証(写し)
 - (6) 第二種運転免許取得者及び保有者の運転免許証(写し)
 - (7) 補助金の使途を称する領収書又は支払いが確認できる書類(写し)
 - (8) 事業者が経費を負担したことが確認できる書類(写し)
 - (9) 補助金の振込先が確認できる書類(写し)
 - 10 その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の交付申請兼実績報告内訳書の提出をもって、規則第10条の規定による 補助事業着手(完了)届、及び規則第12条の規定による補助事業等実績報告書 の提出に代えるものとする。
- 4 規則第4条第2項の規定により省略する添付書類は、規則第4条第1項第1 号から第3号に掲げる書類とする。

(交付決定の取消し)

第7条 規則第15条第1項に定めるもののほか、市長は、補助対象者の従業員が 交付の日から3年以内に退職等により、補助対象者の従業員ではなくなったと きに、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、 市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の返環)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助 事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときに返 還を命じる額は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に定める額とする。この場合において、算出した金額に1,000円未満の端数 が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

第二種運転免許取得日又は就職	返還金額	
支度金支給日から退職日等まで		
1年未満	補助金の額の全額	
1年以上2年未満	補助金の額に3分の2を乗じて得た額	
2年以上3年未満	補助金の額に3分の1を乗じて得た額	

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、及び補助金を返還させよ うとするときは、交付決定取消通知書兼返還命令書(第3号様式)により行う ものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、事業計画の実質的な変更ではなく、その細部についての変更とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附則

- この要綱は、令和6年11月20日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和7年6月2日から実施する。

別表(補助対象経費)

区分	内容	対象期間
補助対象者が負担した	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教	
従業員の第二種運転免	習料、効果測定料、教材費、写真代、検定	補助金の交付を受けよ
許取得に係る経費	料、卒業証明書(仮免許、補習に要する経	うとする事業を行う年
	費を除く)	度の4月1日から2月
	※ただし、消費税および地方消費税相当	末日までにおける第二
	額を除く	種運転免許の取得及び
補助対象者が負担した	就職支度金、入社支度金といった運転手の	第二種運転免許保有者
第二種運転免許を既に	採用に係る一時金	に対して支給する一時
保有している者が入社		金に係るものに限る。
した際に支給する一時		(当該事業年度以外に
金に係る経費		支出した経費は対象外
		とする。)